

未来を創る現場力



西松建設
NISHIMATSU CONSTRUCTION CO., LTD.

第86期 定時株主総会

招集ご通知

開催
日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時

開催
場所

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
虎ノ門ヒルズ
ビジネスタワー7階

決議
事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。

<https://s.srdb.jp/1820/>



西松建設株式会社

証券コード：1820

株主の皆様へ



代表取締役社長
高瀬 伸利

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに招集ご通知をお届けし、株主総会の議案及び事業の状況をご説明させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

当社は、コロナ禍やグローバル化の進展など社会・事業環境の絶え間ない変化と価値観の多様化を受け、自らの社会における存在価値や将来ありたい姿、提供していく価値について改めて見つめ直し、本年2月、長期ビジョンを「西松-Vision 2030」に刷新するとともに、「中期経営計画2025」を策定いたしました。

「西松-Vision 2030」では、当社が矜持をもち取り組んでいる「社会基盤整備」に加え、地域に寄り添い共に社会課題を解決する「社会機能の再構築」へ「価値共創活動」を拡大し、「安心・活力・つながり」を提供してまいります。

「中期経営計画2025」では、当事業年度に収益が悪化した建築事業と国際事業(土木)の収益改善に注力いたします。中長期的取り組みとしましては、「西松-Vision 2030」の実現に向け、「脱炭素」や「価値を生み出すアセット」等へ積極的な投資を実施いたします。

当社は、「中期経営計画2025」を着実に前進させ、企業理念「安心して暮らせる持続可能な社会づくり」を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

(証券コード：1820)

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

西松建設株式会社

代表取締役社長 高瀬 伸利

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、下記ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト(<https://www.nishimatsu.co.jp/>)

上記ウェブサイトへアクセスして、「株主・投資家情報」 「株主総会」を順に選択のうえ、ご覧ください。

もしくは、上記ウェブサイトへアクセスして、「ニュース一覧」を選択のうえ、ご覧ください。

西松建設



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

- ・東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所



- ・「ネットで招集」ウェブサイト(<https://s.srdb.jp/1820/>)

ネットで招集



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月28日(水曜日) 午前10時
2 場 所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階 当社 本社

3 会議の目的事項

報告事項	1	第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
	2	第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件
	第3号議案	監査等委員である取締役2名選任の件

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。なお、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主の皆様の重要な権利である「**議決権**」をぜひご行使ください。

インターネット等による 議決権行使の場合



行使期限

2023年6月27日
(火曜日)

午後5時30分まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までに議決権をご行使ください。

詳しくは次ページへ

書面(郵送)による 議決権行使の場合



行使期限

2023年6月27日
(火曜日)

午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会に ご出席される場合



株主総会開催日時

2023年6月28日
(水曜日)

午前10時

株主総会当日は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。受付開始は、午前9時を予定しております。
なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主の方1名を選任し、委任状と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・ 議決権を議決権行使書面とインターネット等の双方でご行使いただいた場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・ 書面又はインターネット等により事前に議決権を行使された株主様が当日ご出席された場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご留意ください。

以上

(ご参考) インターネット等による議決権行使のご案内



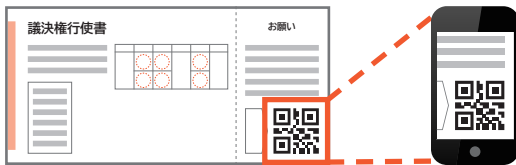
「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に!

「スマート行使」対応

- 1 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしたうえで画面の案内に従って賛否をご入力ください(議決権行使コード(ID)及びパスワードのご入力は不要です)。

「スマート行使」へのログインイメージ図



QRコードの読み取りのみでログイン完了
(ID・パスワードの入力不要)


- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、右記の「議決権行使ウェブサイト」による方法で再度ご行使いただく必要があります。

ご注意

- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先 ご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

- 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先
- その他の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-768-524**
(年未年始を除く 9:00~21:00)

 **0120-288-324**
(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ 株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権をご行使いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、永続的な発展に向けた経営基盤の強化のため、内部留保の充実を図りつつ、経営環境や業績を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

また、当期につきましては、「中期経営計画2023」において、連結配当性向70%以上を目標として株主還元を実施することとしております。

これらの基本方針等に基づき、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 81円

総額 3,215,514,024円

なお、中間配当金として1株につき140円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり221円となります。

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

その他の剰余金の処分に関する事項

1

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

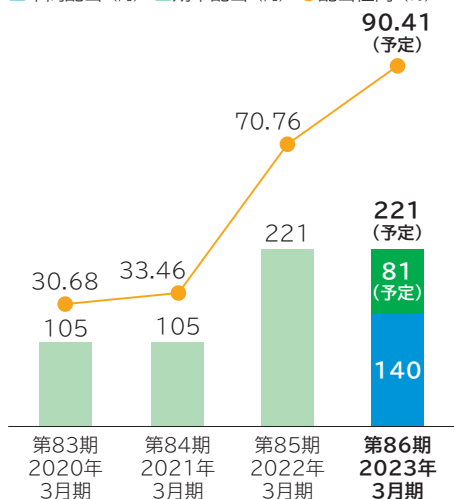
2

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

1株当たり配当金の推移

■ 中間配当 (円) ■ 期末配当 (円) ● 配当性向 (%)



第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。)6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	たかせ 高瀬	のぶとし 伸利 男性	代表取締役社長 執行役員社長	16/16回 (100%)
2 再任	いっしき 一色	まこと 真人 男性	代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境本部長	15/16回 (94%)
3 再任	こうの 河埜	ゆういち 祐一 男性	代表取締役 執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室長・ 地域環境ソリューション事業担当・ IR担当	16/16回 (100%)
4 再任	さわい 澤井	よしゆき 良之 男性	取締役 専務執行役員 アセットバリューアッド事業本部長	16/16回 (100%)
5 再任	はまだ 濱田	かずとよ 一豊 男性	取締役 常務執行役員 建築事業本部長	16/16回 (100%)
6 再任 社外 独立	まつざか 松坂	ひでたか 英孝 男性	取締役	10/11回 (91%)



候補者番号 **1** たか せ のぶ とし
高瀬 伸利

再任

- 生年月日 1957年9月14日生
- 取締役在任年数 12年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 11,500株
- 取締役会への出席状況 16/16回(100%)
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 1,600株)

● **略歴、地位及び担当**

1980年 4月	当社入社	2017年 4月	当社取締役 専務執行役員 関東建築支社長
2008年 7月	当社建築部長	2018年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長
2010年 4月	当社執行役員 建築施工本部長兼建築部長	2021年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長 人財戦略室長
2011年 4月	当社常務執行役員 建築施工本部長		
2011年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築施工本部長	2023年 4月	当社代表取締役社長 執行役員社長(現任)
2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 関東建築支社長		

取締役候補者とした理由

高瀬伸利氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2011年6月から取締役として経営に参画するとともに、2018年4月から代表取締役社長を務め、異業種パートナー企業との協業を推進するなど、総合力企業への進化に向けた取り組みを強力に推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、経営の監督の中心的役割を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **2** いっ し き ま こ と
一色 真人

再任

- 生年月日 1959年4月10日生
- 取締役在任年数 7年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 9,540株
- 取締役会への出席状況 15/16回(94%)
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 1,440株)

● **略歴、地位及び担当**

1984年 4月	当社入社	2020年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・新規事業担当
2014年 4月	当社執行役員 土木事業本部副本部長 兼土木事業企画部長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境品質本部長・ 環境・エネルギー事業担当
2016年 4月	当社専務執行役員 土木事業本部長	2022年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境本部長・ 環境・エネルギー事業担当
2016年 6月	当社取締役 専務執行役員 土木事業本部長	2023年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長兼安全環境本部長(現任)
2018年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長		
2019年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 土木事業本部長・新規事業担当		

取締役候補者とした理由

一色真人氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2016年4月から土木事業本部長を務め、技術力の向上や総合評価案件における提案力の強化による収益力向上に貢献するとともに、安全環境本部長を務め、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、土木事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **3** こうの ゆういち
河埜 祐一

再任

- 生年月日 1958年1月27日生
- 取締役在任年数 8年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 26,120株 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 1,440株)
- 取締役会への出席状況 16/16回(100%)

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2015年 6月	当社取締役 常務執行役員 管理本部長・IR担当
2005年 4月	当社経理部副部長	2018年 4月	当社取締役 専務執行役員 管理本部長・IR担当
2008年 4月	当社監査室部長兼経理部副部長	2021年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 管理本部長兼人財戦略室副室長・IR担当
2009年 3月	当社監査室長		
2009年 5月	当社総務部長	2023年 4月	当社代表取締役 執行役員副社長 管理本部長兼人財戦略室長・地域環境ソリューション事業担当・IR担当(現任)
2012年 4月	当社執行役員 社長室長		
2015年 4月	当社常務執行役員 管理本部長・IR担当		

取締役候補者とした理由

河埜祐一氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と財務会計及び企業統治に関する深い見識を有しており、2015年4月から管理本部長を務め、健全な財務体質の維持・継続やステークホルダーとの長期的かつ安定的で良好な関係の構築などに大きく貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、財務会計及び企業統治に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **4** さわい よしゆき
澤井 良之

再任

- 生年月日 1958年2月17日生
- 取締役在任年数 13年(本総会最終時)
- 所有する当社の株式数 7,720株 (うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数 1,120株)
- 取締役会への出席状況 16/16回(100%)

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	株式会社富士銀行入行	2012年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産事業本部長
2006年 3月	株式会社みずほ銀行 執行役員 法人企画部長		
2007年 4月	同行執行役員 法人業務部長	2019年 4月	当社取締役 専務執行役員 開発・不動産事業本部長
2008年 4月	同行執行役員 渋谷支店長		
2010年 6月	当社取締役	2023年 4月	当社取締役 専務執行役員 アセットバリュアード事業本部長(現任)
2011年 4月	当社取締役 常務執行役員 開発・不動産本部長		

取締役候補者とした理由

澤井良之氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と金融機関で培われた幅広い見識を有しており、2011年4月から開発・不動産本部長を務め、成長分野に重点を置いたアセット戦略に基づく積極投資や「循環型再投資モデル」への進化、建設事業との協業によるグループ収益の拡大を推進してきました。これらの経験・実績を踏まえ、金融及び不動産に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **5** はま だ か ず と よ
濱田 一豊

再任

- 生年月日 1963年12月23日生
- 取締役在任年数 3年(本総会終結時)
- 所有する当社の株式数 5,360株
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数 960株)
- 取締役会への出席状況 16/16回(100%)

● **略歴、地位及び担当**

1987年 4月	当社入社	2019年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼建築部長
2014年 4月	当社建築事業企画部長	2020年 4月	当社常務執行役員 建築事業本部長
2016年 4月	当社執行役員 建築事業本部副本部長兼 建築事業企画部長兼建築部長	2020年 6月	当社取締役 常務執行役員 建築事業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

濱田一豊氏は、上記略歴のとおり、豊富な経験・実績と建設事業に関する深い見識を有しており、2020年4月から建築事業本部長を務め、営業部門と施工部門の一体化による収益力の向上や選別受注による利益率の改善などに貢献してきました。これらの経験・実績を踏まえ、建築事業に精通した者として当社経営の意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者として指名いたしました。



候補者番号 **6** まつざか ひでたか
松坂 英孝

再任

社外

独立

● 生年月日 1958年2月22日生

● 社外取締役在任年数 1年(本総会終結時)

● 所有する当社の株式数 0株

● 取締役会への出席状況 10/11回(91%)

● 略歴、地位及び担当

1980年 4月	大阪瓦斯株式会社入社	2019年 4月	株式会社オージーキャピタル取締役会長(現任)
2009年 6月	同社執行役員 企画部長	2019年 6月	大阪瓦斯株式会社顧問(現任)
2011年 4月	同社常務執行役員 資源・海外事業部長	2020年 6月	広島ガス株式会社社外取締役(現任)
2011年 6月	同社取締役 常務執行役員 資源・海外事業部長		株式会社南都銀行社外取締役(現任)
2014年 4月	同社取締役 常務執行役員 経営企画本部長	2022年 6月	当社社外取締役(現任)
2015年 4月	同社代表取締役 副社長執行役員		

- 重要な兼職の状況 株式会社オージーキャピタル 取締役会長、大阪瓦斯株式会社 顧問、
広島ガス株式会社 社外取締役、株式会社南都銀行 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松坂英孝氏は、上記略歴のとおり、大阪瓦斯株式会社に在職中の豊富な経験に加え、同社代表取締役として培われた幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監督していただける適切な人財と判断し、引き続き社外取締役候補者として指名いたしました。同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社事業に関して客観的な立場から有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先である株式会社オージーキャピタル、大阪瓦斯株式会社、広島ガス株式会社及び株式会社南都銀行と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、当該指定を継続する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松坂英孝氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松坂英孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間でも上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 監査等委員会は、本議案について検討を行いました。その結果、監査等委員会としては、取締役の選任について株主総会で陳述すべき事項はありませんでした。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役鈴木乃里子氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;"> <div style="background-color: #00a08a; color: white; padding: 2px;">再任</div> <div style="background-color: #ffc107; color: white; padding: 2px;">社外</div> <div style="background-color: #6c757d; color: white; padding: 2px;">独立</div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <small>すずき のりこ</small> 鈴木 乃里子 </div> </div>	女性	取締役（監査等委員）	16/16回 (100%)	15/15回 (100%)
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;"> <div style="background-color: #00a08a; color: white; padding: 2px;">新任</div> <div style="background-color: #ffc107; color: white; padding: 2px;">社外</div> <div style="background-color: #6c757d; color: white; padding: 2px;">独立</div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <small>いとう やよい</small> 伊藤 弥生 </div> </div>	女性	—	—	—



候補者番号 **1** すずき のりこ
鈴木 乃里子

再任

社外

独立

● 生年月日 1957年12月29日生

● 所有する当社の株式数 0株

● 社外取締役在任年数 2年(本総会終結時)

● 監査等委員である取締役
在任年数 2年(本総会終結時)

● 取締役会への出席状況 16/16回(100%)

● 監査等委員会への出席状況 15/15回(100%)

● 略歴、地位及び担当

1981年 3月	監査法人中央会計事務所入社	2008年 10月	有限責任あずさ監査法人シニアマネジャー
1988年 1月	同事務所退職	2015年 9月	同監査法人退職
1989年 3月	中央クーパース・アンド・ライブランド 国際税務事務所(現PwC 税理士法人)入社	2015年 10月	有限責任あずさ監査法人 非常勤監査職員(2020年3月末契約終了)
1990年 5月	同事務所退職	2015年 10月	鈴木乃里子公認会計士事務所開設
1992年 10月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人)入社	2020年 4月	フロンティア不動産投資法人監督役員(現任)
1996年 4月	公認会計士登録	2020年 5月	一般社団法人日本交通協会監事(現任)
		2021年 6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

● 重要な兼職の状況 フロンティア不動産投資法人 監督役員、一般社団法人日本交通協会 監事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

鈴木乃里子氏は、上記略歴のとおり、公認会計士としての専門的知識に加え、不動産業の会計に関する豊富な経験を有しております。また2021年6月から監査等委員である取締役として独立した立場から当社経営に対して監視・監督する役割を担ってきました。これらの経験・実績を踏まえ、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人財と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、当社のアセットバリュアード事業に関して財務・会計の観点から有益な提言をいただくことを期待しております。

なお、同氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしていただけるものと判断しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先であるフロンティア不動産投資法人及び一般社団法人日本交通協会と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した法人と当社との間に特別な関係はありません。

上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、当該指定を継続する予定です。



候補者番号

2 ^{いとう}伊藤 ^{やよい}弥生

新任

社外

独立

● 生年月日 1964年3月1日生

● 所有する当社の株式数 0株

● 社外取締役在任年数 -

● 監査等委員である取締役
在任年数 -

● 取締役会への出席状況 -

● 監査等委員会への出席状況 -

● 略歴、地位及び担当

1986年 4月	日本電信電話株式会社入社	2018年 4月	同社IT戦略部長
2008年 4月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 公共システム事業本部ビジネス企画推進室長	2019年 5月	ユニゾホールディングス株式会社 常務執行役員経営企画所掌
2016年 4月	日本マイクロソフト株式会社 エンタープライズパートナー営業統括本部 シニアビジネスデベロップメントマネージャー	2020年 6月	同社顧問
2017年 2月	ヤマトホールディングス株式会社 デジタルイノベーション推進部長	2020年 11月	SGシステム株式会社入社
		2021年 4月	同社執行役員経営企画担当
		2021年 6月	株式会社カナデン 社外取締役(現任)
		2021年 6月	三井住建道路株式会社 社外取締役(現任)

● 重要な兼職の状況 株式会社カナデン 社外取締役、三井住建道路株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊藤弥生氏は、上記略歴のとおり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ他各社在職中の豊富な経験に加え、ICTに関する幅広い見識を有していることから、当社の経営について客観的視点で監査・監督していただける適切な人財と判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者として指名いたしました。

同氏が選任された場合には、経営全般はもとより、当社のDX（デジタルトランスフォーメーション）に関して豊富な経験に基づく有益な提言をいただくことを期待しております。

● 独立性に関する事項

同氏の兼職先である三井住建道路株式会社と当社との間で工事請負に係る取引関係がありますが、当連結会計年度における取引金額は双方の連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではありません。上記の他、同氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

同氏が過去に在籍した法人と当社との間に特別な関係はありません。
上記以外の事項についても、同氏は当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、当社経営陣に対して独立性を有すると判断しております。

なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

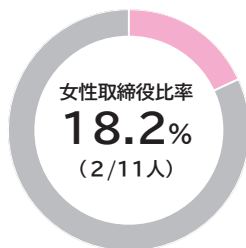
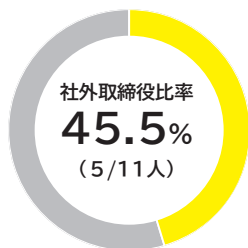
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木乃里子及び伊藤弥生の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、鈴木乃里子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 伊藤弥生氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)取締役会の構成及びスキルセット(予定)

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成及びスキルセットは次のとおりとなります。

地位	氏名	性別	独立性	企業経営 	建設技術・品質 	開発・不動産 	環境 	財務・会計・ファイナンス 	法務・ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス 	デジタル・IT 	グローバル
代表取締役社長	高瀬 伸利	男性		●	●		●				
代表取締役	一色 真人	男性		●	●		●				
代表取締役	河埜 祐一	男性		●				●	●		
取締役	澤井 良之	男性		●		●		●			
取締役	濱田 一豊	男性			●		●				
社外取締役	松坂 英孝	男性	●	●				●	●		●
取締役 (常勤監査等委員)	矢口 弘	男性						●	●	●	
社外取締役 (監査等委員)	池田 純	男性	●	●					●		●
社外取締役 (監査等委員)	鈴木 乃里子	女性	●			●		●			
社外取締役 (監査等委員)	久保 俊裕	男性	●	●			●		●		
社外取締役 (監査等委員)	伊藤 弥生	女性	●	●						●	

※ 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。



取締役候補者選任基準

- ・ 取締役候補者は、知識・経験が豊富で能力が高く、人格の優れた、高い倫理観を有する者より選任する。
- ・ 業務執行取締役候補者は、当社事業の知識・経験が豊富な者や財務会計等の知識に優れた者より選任する。
- ・ 監査等委員である取締役候補者は、専門性や経歴を重視し、適切に監査・監督できると判断される者を選任する。
- ・ 社外取締役候補者は、独立性を重視して選任するほか、専門的知識を有する者、企業経営の経験を有する者を選任する。また、取締役会の多様性を考慮する。

(ご参考)社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役候補者が以下に該当する場合、当社との独立性がないものと判断する。

1 西松建設グループ関係者

- ・当社及び当社の子会社の出身者
- ・就任前直近5年間において、配偶者・2親等以内の親族が当社の取締役、監査役、執行役員、経営幹部である者

2 主要な取引先との関係者

- ・当社の取引先で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、取引額が当社の連結売上高の2%以上を占める取引先の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者
- ・当社を主要な取引先とする会社で、就任前直近3年間のいずれかの事業年度において、当社との取引額がその会社の連結売上高の2%以上である会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

3 主要な借入先との関係者

- ・直近事業年度の事業報告において、主要な借入先としている会社の取締役、執行役員、経営幹部等である者、又は過去にこれらに該当する場合で、退任又は退職してから5年以上経過していない者

4 弁護士や公認会計士等の関係者

- ・当社の会計監査人である監査法人の社員で、当社の監査を担当している者、又は就任前5年間にこれらに該当する者
- ・当社から就任前直近3年間に500万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士又はコンサルタント等、又は就任前5年間にこれらに該当する者（法人にあってはこれらに所属する者を含む）

5 寄付先との関係者

- ・当社が就任前直近3年間の平均で1,000万円を超える寄付をした大学や団体等に所属している者

6 主要株主

- ・議決権の10%以上の株式を保有する株主（株主が法人等である場合には、その取締役、経営幹部等である者）

7 その他

- ・取締役の相互派遣に該当する場合
- ・その他重要な利害関係が当社グループとの間に認められる場合

以上

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、全般的に持ち直しの傾向が続きました。先行きについては、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れがリスクとなっております。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

建設業界におきましては、政府建設投資、民間建設投資ともに名目値ベースで前年と同水準で推移しておりますが、建設資材の価格高騰等の影響もあり、注視が必要な状況が続いております。

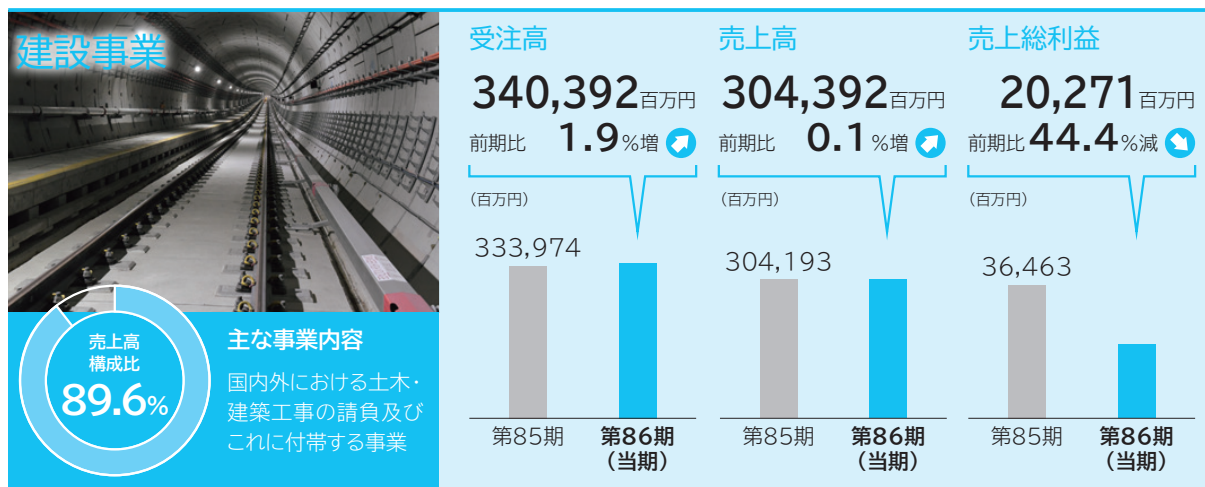
このような状況の中、当社グループの連結業績は以下のとおりとなりました。

建設事業受注高は、国内建築工事が減少しましたが、海外工事及び国内土木工事が増加したことにより、前期比64億円増加(1.9%増)の3,403億円となりました。

売上高は、主に不動産事業等が増加したことにより、前期比160億円増加(4.9%増)の3,397億円となりました。営業利益は、不動産事業等総利益が増加しましたが、国内建築工事及び海外工事の完成工事総利益が減少したこと等により、前期比109億円減少(46.4%減)の126億円となりました。経常利益は、前期比103億円減少(43.9%減)の131億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比54億円減少(36.1%減)の96億円となりました。



■ 事業別の概況



■ 建設事業:受注高

当社グループの建設事業の受注高は、前期比1.9%増の3,403億円となり、そのうち大半を占めている当社の受注高は、前期比0.2%減の3,274億円となりました。

当社の受注高を部門別に見ますと、土木部門は主に海外の地下鉄や国内の鉄道、道路などを中心に受注し、前期比2.6%増の1,483億円となりました。建築部門は主に国内の物流施設や住宅施設、工場などを中心に受注しましたが、前期比2.4%減の1,790億円となりました。

発注者別では、官公庁工事が1,351億円(前期比4.7%減)、民間工事が1,922億円(前期比3.2%増)となりました。

■ 主な受注工事

フィリピン共和国 運輸省 (DOTr)	マニラ地下鉄102工区工事
アメリカ合衆国陸軍	嘉手納ヘリコプター救助隊ハンガー新築工事
住友不動産(株)	(仮称)海岸3丁目計画新築工事
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北海道新幹線建設局	北海道新幹線、倶知安駅高架橋
(株)アライプロバンス	アライプロバンス葛西A棟新築工事

■ 建設事業:売上高/売上総利益

当社グループの建設事業の連結売上高は、前期比0.1%増の3,043億円となり、そのうち当社の建設事業の売上高は2,956億円(前期比1.3%減)となりました。

当社の売上高を部門別に見ますと、土木部門が1,183億円(前期比2.1%減)、建築部門が1,772億円(前期比0.9%減)となりました。

発注者別では、官公庁工事が1,067億円(前期比3.1%減)、民間工事が1,888億円(前期比0.4%減)となりました。

主な完成工事

香港建築署	フーシャン建築工事
高輪一丁目共同建替計画マンション建替組合	(仮称)高輪一丁目共同建替計画マンション建替工事
北海道開発局室蘭開発建設部	沙流川総合開発事業の内平取ダム堤体建設工事
千代田化工建設(株)	京都南山城-三重島ヶ原発電所建設工事
沖縄総合事務局開発建設部	平成30年度赤嶺トンネル(南側)工事

この結果、当社の建設事業の次期繰越工事高は、前期末比5.6%増の5,957億円となりました。

また、当社グループの建設事業の売上総利益は、前期比44.4%減の202億円となりました。

■ 建設事業:当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(百万円)

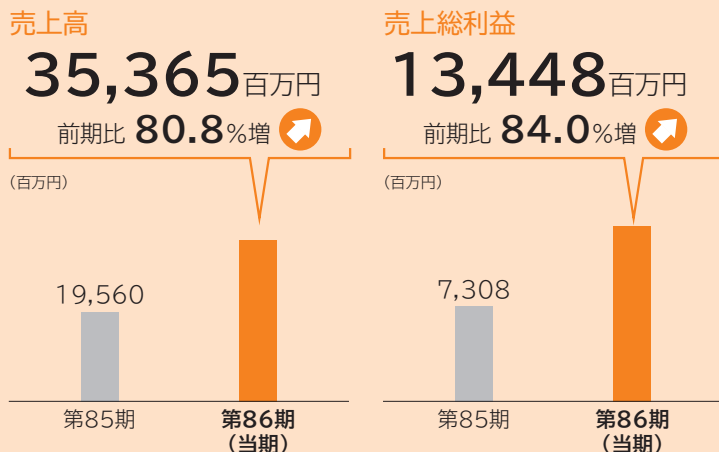
区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	255,807	148,385	118,372	285,820
建築	308,211	179,015	177,269	309,956
計	564,018	327,401	295,642	595,777



(仮称)高輪一丁目共同建替計画マンション建替工事



沙流川総合開発事業の内平取ダム堤体建設工事



当社グループの不動産事業等は、主に保有不動産の販売及び賃貸収入により構成されております。

当社グループの不動産事業等の連結売上高は、主に販売事業の売上増加により、前期比80.8%増の353億円となりました。また、当社グループの不動産事業等の売上総利益は、前期比84.0%増の134億円となりました。



慶應義塾湘南藤沢キャンパス Hヴィレッジ



プリンス スマート イン 博多

2. 資金調達の状況

2022年7月14日に第13回無担保社債(5年債)190億円を発行いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は264億円であり、主に賃貸事業用の土地・建物の取得及び自社開発物件の建設費等であります。

4. 財産及び損益の状況の推移

■ 当社グループの財産及び損益の状況

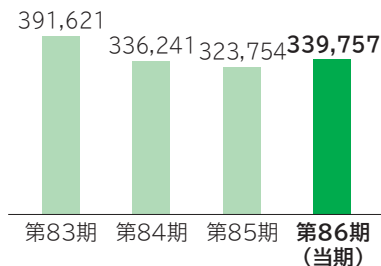
(百万円)

区分	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度) (当期)
建設事業受注高	376,088	313,437	333,974	340,392
売上高	391,621	336,241	323,754	339,757
経常利益	25,838	21,561	23,497	13,176
親会社株主に帰属する当期純利益	18,721	17,166	15,103	9,648
1株当たり当期純利益	342.24円	313.83円	312.34円	244.43円
総資産	497,045	472,440	477,613	513,623
純資産	199,287	207,537	157,715	156,148

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
 2. 第85期より株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式の計算において控除する自己株式に含めております。
 3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

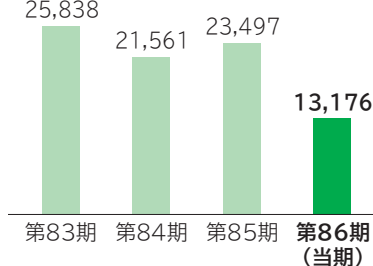
売上高

(百万円)



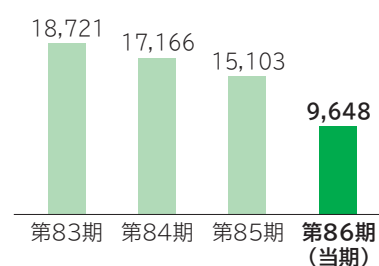
経常利益

(百万円)



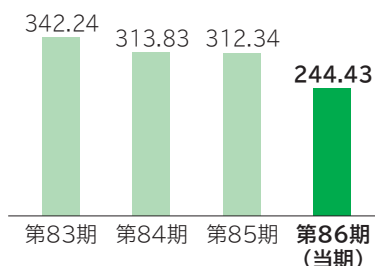
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



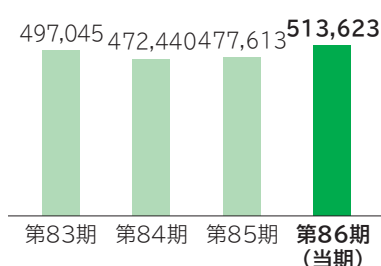
1株当たり当期純利益

(円)



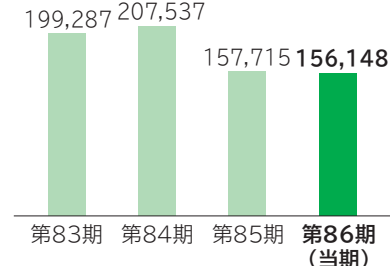
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



当社の財産及び損益の状況

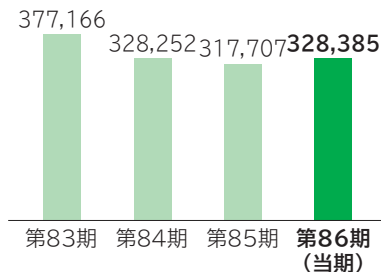
(百万円)

区分	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (2022年度) (当期)
建設事業受注高	361,013	312,277	328,093	327,401
売上高	377,166	328,252	317,707	328,385
経常利益	25,945	23,067	23,771	12,641
当期純利益	19,142	18,086	15,003	9,393
1株当たり当期純利益	349.94円	330.64円	310.27円	237.98円
総資産	483,112	464,220	462,400	490,938
純資産	193,587	203,230	147,941	145,069

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
 2. 第85期より株式給付信託(BBT)を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式の計算において控除する自己株式に含めております。
 3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

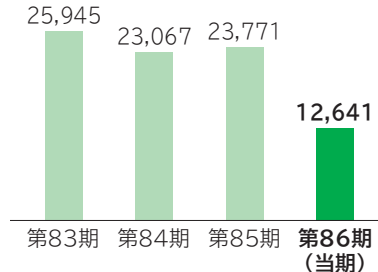
売上高

(百万円)



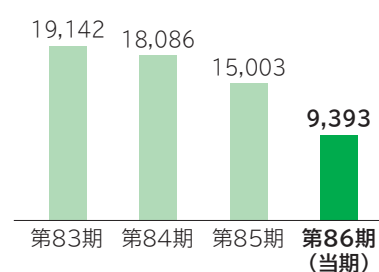
経常利益

(百万円)



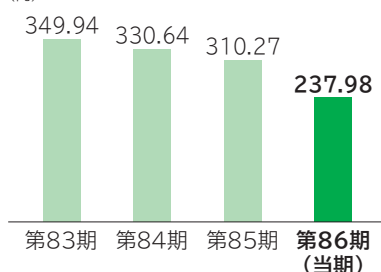
当期純利益

(百万円)



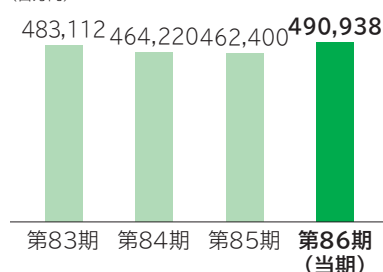
1株当たり当期純利益

(円)



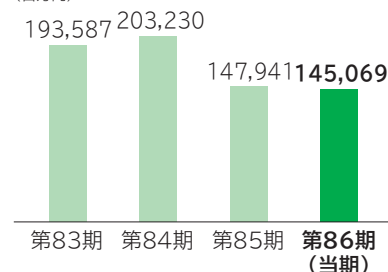
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



5. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、コロナ禍やグローバル化の進展、価値観の多様化を受け、絶え間なく変化しています。建設業界におきましては、建設投資全体は名目値ベースで堅調に推移しておりますが、建設資材の価格高騰等の影響もあり、注視が必要な状況が続いております。今後、国内土木市場は国土強靱化・防災減災に向けた各種施策により堅調に推移することが予想されますが、国内建築市場は中長期的な人口減少等の影響から縮小が想定されるなど、不透明な状況が続くと思われまます。

このような事業環境のもと、当社グループは、自らの社会における存在価値や将来ありたい姿、提供していく価値について改めて見つめ直し、本年2月に長期ビジョンを「西松-Vision 2030」に刷新するとともに、「中期経営計画2025」を策定いたしました。

「西松-Vision 2030」では、「あたりまえに安心でき 活力がわく地域やコミュニティを 共に描きつくる総合力企業へ」という長期ビジョンを掲げ、当社がこれまで取り組んできた国内外の建設事業を中心とする「社会基盤整備」に加え、エネルギー、環境保全、社会・都市機能、防災・安全、不動産開発など、地域に寄り添い共に社会課題を解決する「社会機能の再構築」に取り組んでまいります。これらの「価値共創活動」を拡大することで、当社グループの成長を目指すとともに、社会に対して「安心・活力・つながり」を提供してまいります。

「中期経営計画2025」では、2022年度に収益が悪化した建築事業と国際事業（土木）の収益改善に注力いたします。中長期的取り組みとしましては、「西松-Vision 2030」の実現に向けて、建設事業の体制強化のほか、「脱炭素」や「価値を生み出すアセット」等へ積極的な投資を実施いたします。

「中期経営計画2025」における主な取り組み内容や業績計画、財務計画については以下のとおりです。

「中期経営計画2025」骨子

（収益改善プラン）

- ・建築事業・国際事業（土木）：物価変動への対応、現場管理の高度化

（中長期的取り組み：西松-Vision 2030 実現に向けて）

- ・土木事業：人員・組織能力の強化、新分野への挑戦
- ・建築事業：企画提案力の向上、社内外リレーションの活用、差別化要素の確立
- ・国際事業：（土木）ODA工事取組体制の強化、（建築）外資企業工事取組体制の強化
- ・アセットバリューアッド事業（旧 開発・不動産事業）
 - ：自社開発事業のスピードアップ、海外開発事業の本格展開、市街地再開発事業の組成、AM機能・PBM機能の強化
- ・地域環境ソリューション事業（旧 環境・エネルギー事業）
 - ：積極的な事業投資、事業の高付加価値化

当社は、これまで時間外労働の削減に向け段階的に取り組んできており、2024年4月から適用される時間外労働上限規制につきましても、重要課題として引き続き適切に対処してまいります。また、昨今のAI技術等の進展を踏まえ、当社におけるデジタルトランスフォーメーションの推進についても積極的に取り組んでおります。

今後も、当社は全役職員一丸となって「中期経営計画2025」を達成するとともに、「西松-Vision 2030」の実現に向けて邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【中期経営計画2025 業績及び財務計画（連結）】

指標		2022年度実績	2025年度計画
売上高		3,397億円	3,700億円
営業利益		126億円	220億円
資本効率	ROE	6.4%	8%以上
財務健全性	自己資本比率	29.0%	30%程度
	D/Eレシオ	1.1倍	1.5倍程度
株主還元	配当	90.4% 1株当たり年間配当金221円	2023~2025年度 配当性向70%

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
西松地所株式会社	100百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
西松アセットマネジメント株式会社	125百万円	80.0%	第二種金融商品取引業、投資助言・代理業及び投資運用業
泰国西松建設株式会社	20百万タイバツ	49.0%	建設事業
西松ベトナム有限会社	2百万米ドル	100.0%	建設事業
西松リアルエステート・デベロップメント（アジア）社	92百万米ドル	100.0%	開発・不動産事業等
バンコクサトーンホテルマネジメント社	2,848百万タイバツ	51.0% (51.0%)	ホテル開発・運営事業

- (注) 1. 泰国西松建設株式会社に対する出資比率は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
 2. 当社の連結子会社は、上記の子会社を含めて15社であります。
 3. 出資比率の()は、間接所有割合の内数となっております。

7. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業の許可(国土交通大臣許可(特-3)第1100号)を受け、土木工事業、建築工事業及びこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法第3条第1項の規定により宅地建物取引業者の免許(国土交通大臣(14)第1743号)を取得し、不動産に関する事業を行っております。

8. 主要な営業所等 (2023年3月31日現在)

当社

本社：東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

支社・支店：北日本支社（仙台市） 札幌支店（札幌市）

関東土木支社（東京都港区） 北陸支店（新潟市）

関東建築支社（東京都港区）

西日本支社（大阪市） 中部支店（名古屋市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市）

九州支社（福岡市） 沖縄支店（那覇市）

海外営業所：シンガポール営業所 バトナム営業所 マレーシア営業所 ミャンマー営業所 フィリピン営業所

技術研究所：東京オフィス（東京都港区） 愛川オフィス（神奈川県愛甲郡愛川町）

重要な子会社

西松地所株式会社（東京都港区）

西松アセットマネジメント株式会社（東京都港区）

泰国西松建設株式会社（タイ）

西松ベトナム有限会社（ベトナム）

西松リアルエステート・デベロップメント（アジア）社（シンガポール）

バンコクサトーンホテルマネジメント社（タイ）

9. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

当社グループの従業員数

従業員数	前期末比増減
3,201名	95名増

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,804名	10名増	44.7歳	18.3年

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向者を除いて記載しております。

10. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

(百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	19,000
株式会社三井住友銀行	15,850
株式会社りそな銀行	5,858
農林中央金庫	5,500
株式会社三菱UFJ銀行	5,000

(注) 借入残高上位5社の金融機関を記載しております。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

160,000,000株

2. 発行済株式の総数

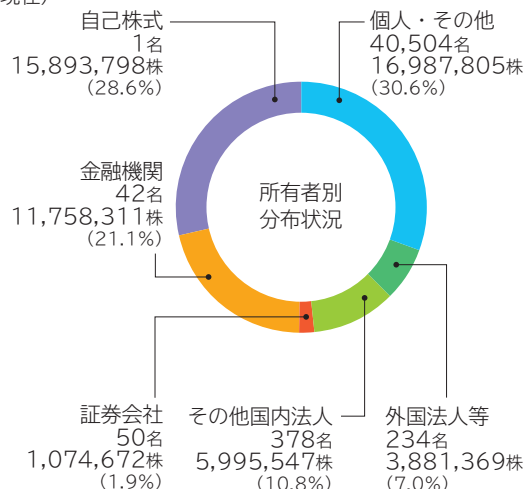
55,591,502株 (自己株式15,893,798株を含む)

(注) 自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式225,300株は含めておりません。

3. 株主数

41,209名 (前期末比20,050名増)

4. 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,230	13.18
伊藤忠商事株式会社	4,022	10.13
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,152	5.42
明治安田生命保険相互会社	915	2.31
西松建設持株会	869	2.19
株式会社みずほ銀行	614	1.55
住友不動産株式会社	612	1.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	612	1.54
みずほ信託銀行株式会社	600	1.51
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	480	1.21

(注) 1. 当社は自己株式15,893,798株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式15,893,798株を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式225,300株は含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	一株	一名

- (注) 1. 監査等委員及び社外取締役に對して株式の交付は行っておりません。
 2. 上記のほか、執行役員1名に對して600株を交付しております。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 瀬 伸 利	執行役員社長 人財戦略室長
代表取締役	一 色 眞 人	執行役員副社長 土木事業本部長 兼 安全環境本部長・ 環境・エネルギー事業担当
代表取締役	河 埜 祐 一	執行役員副社長 管理本部長 兼 人財戦略室副室長・IR担当
取締役	澤 井 良 之	専務執行役員 開発・不動産事業本部長
取締役	濱 田 一 豊	常務執行役員 建築事業本部長
社外取締役	松 坂 英 孝	株式会社オージーキャピタル 取締役会長 大阪瓦斯株式会社 顧問 広島ガス株式会社 社外取締役 株式会社南都銀行 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	矢 口 弘	
社外取締役 (監査等委員)	池 田 純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	鈴 木 乃 里 子	フロンティア不動産投資法人 監督役員 一般社団法人日本交通協会 監事
社外取締役 (監査等委員)	久 保 俊 裕	健康保険組合大阪連合会 会長 健康保険組合連合会 副会長

- (注) 1. 松坂英孝、池田純、鈴木乃里子及び久保俊裕の各氏は、社外取締役であります。
2. 松坂英孝、池田純、鈴木乃里子及び久保俊裕の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 鈴木乃里子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 矢口弘氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定する理由は、日常的な情報収集、社内的重要会議への出席、内部監査部門との密接な連携などにより、監査等委員会の監査の実効性を確保するためであります。
5. 松坂英孝氏は、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会において新たに選任され、取締役（監査等委員である者を除く。）に就任いたしました。
6. 久保俊裕氏は、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会において新たに選任され、監査等委員である取締役に就任いたしました。
7. 三野耕司及び菊池きよみの両氏は、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会最終の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役に退任いたしました。

(ご参考)2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。(※印は取締役兼務者)

役名	氏名				職名
※執行役員社長	高	瀬	伸	利	
※執行役員副社長	一	色	眞	人	土木事業本部長 兼 安全環境本部長
※執行役員副社長	河	埜	祐	一	管理本部長 兼 人財戦略室長・地域環境ソリューション事業担当・IR担当
※専務執行役員	澤	井	良	之	アセットバリューアッド事業本部長
※常務執行役員	濱	田	一	豊	建築事業本部長
常務執行役員	洪	井		修	経営戦略室長 兼 人財戦略室副室長
常務執行役員	井	上	貴	文	建築事業本部副本部長 兼 アセットバリューアッド事業本部副本部長
常務執行役員	吉	田	卓	生	九州支社長
常務執行役員	松	友		登	土木事業本部副本部長
常務執行役員	細	川	雅	一	地域環境ソリューション事業本部長
常務執行役員	難	波	正	和	関東土木支社長
執行役員	白	石		明	中部支店長
執行役員	仲	野	義	邦	国際事業本部長
執行役員	黒	田	隆	司	関東建築支社長
執行役員	濱	崎	伸	介	北日本支社長
執行役員	木	村	博	規	西日本支社長
執行役員	木	村	雅	哉	土木事業本部副本部長
執行役員	橋	佐	古	敬	建築事業本部副本部長
執行役員	成	田	和	俊	建築事業本部副本部長
執行役員	山	本	誠	吾	関東建築支社長代理
執行役員	本	多	一	藏	管理本部副本部長 兼 法務部長
執行役員	石	山	宏	二	技術研究所長
執行役員	坪	井	広	美	DX戦略室長
執行役員	鳥	居	久	嗣	管理本部副本部長 兼 総務部長 兼 コンプライアンス推進部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役 松坂英孝、矢口弘、池田純、鈴木乃里子及び久保俊裕の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者などから被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役、執行役員、退任役員、管理職従業員(支社長、支店長)及び一部子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

1 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6名 (1名)	170百万円 (7百万円)	11百万円 (—)	21百万円 (—)	204百万円 (7百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6名 (5名)	48百万円 (31百万円)	— (—)	— (—)	48百万円 (31百万円)
合計 (うち社外取締役)	12名 (6名)	219百万円 (39百万円)	11百万円 (—)	21百万円 (—)	252百万円 (39百万円)

- (注) 1. 業績連動報酬(金銭報酬)の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、業績連動報酬(非金銭報酬)の総額は、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」に基づく、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
2. 上記には、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名を含めて記載しております。

2 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、「連結売上高」「連結営業利益」「連結当期純利益」であります。「連結売上高」「連結営業利益」を選定した理由は、当社の「中期経営計画2023」の指標であるためです。また「連結当期純利益」を選定した理由は、成長に向けた投資や株主還元の原因となる指標で、株式市場においても関心が高い指標であるためです。事業本部を管掌する取締役については、これらに加え、各事業本部における受注や利益等も算定の基礎としております。業績連動報酬等の額は、当該業績指標について、予め取締役会で決定した目標値に対する達成度及び前期業績に対する増減率と連動させて算定しております。当事業年度を含む各業績指標の実績は、事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりであります。なお、業績連動報酬は現金報酬と株式報酬に分けて支給するものとしております。

3 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬として、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」の仕組みを採用しております。当社は各取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対し、上記2により算定した業績連動報酬額のうち株式報酬分として換算したポイント(1ポイント=1株)を付与し、取締役の退任時に、株式給付信託(BBT)より、累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を支給しております。

4 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第85期定時株主総会において年額360百万円以内(うち社外取締役年額30百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は6名(うち社外取締役1名)であります。また、上記報酬限度額とは別枠で、取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)に対する業績連動型株式報酬として1事業年度当たり付与するポイント(1ポイント=1株)の総数の上限は、2021年6月29日開催の第84期定時株主総会において、35,900ポイントと決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である者を除く。)の員数は5名(うち社外取締役0名)であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第79期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

5 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

株主との価値共有及び株主目線での経営促進に資する報酬制度を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針(以下「決定方針」といいます。)について、2022年4月26日開催の取締役会において審議し、決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

当社の取締役(監査等委員である者、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。)の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成します。また、社外取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は基本報酬のみとします。

基本報酬は、役位に基づき決定する固定報酬(月額報酬)とし、従業員の給与水準及び世間相場等を勘案して算定します。

業績連動報酬は、業績目標の達成度合いに応じて決定する変動報酬とし、ベースとなる業績連動報酬を役位別に設定し、これに業績連動係数を乗じて支給額を算定します。支給額算定のため企業価値向上に資する評価指標を役位・職名別に設定するものとし、「目標達成度」及び「対前期業績」を年度毎に評価します。

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての現金報酬と長期インセンティブとしての株式報酬に分けて支給します。現金報酬は毎年7月に賞与として支給するものとし、株式報酬は株式給付信託による換算ポイントを毎年6月に付与し、役員退任時に累積ポイント分の株式を支給します。

基本報酬と業績連動報酬の割合は、当社の経営戦略、事業環境、職責及び目標達成の難易度等を踏まえ、同業他社の動向を参考に、適切に設定します。また、業績連動報酬のうち、金銭報酬と株式報酬の割合は概ね1:1とします。なお、株式報酬には最低報酬額を設定するものとし、業績連動報酬の下限額と同額とします。

以上の方針に基づき取締役社長が作成した原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会において決定します(基本報酬は毎年3月、業績連動報酬は毎年6月に決定)。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、監査等委員以外の取締役の報酬及び世間相場等を勘案して監査等委員である取締役全員の協議により決定します。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

6 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	松坂英孝	株式会社オージーキャピタル 取締役会長 大阪瓦斯株式会社 顧問 広島ガス株式会社 社外取締役 株式会社南都銀行 社外取締役
	池田純	ソーダニッカ株式会社 社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	鈴木乃里子	フロンティア不動産投資法人 監督役員 一般社団法人日本交通協会 監事
	久保俊裕	健康保険組合大阪連合会 会長 健康保険組合連合会 副会長

(注) 各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	松坂英孝	当事業年度の取締役会には就任後開催された11回のうち10回に出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	池田純	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関してグローバルな視点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	鈴木乃里子	当事業年度の取締役会には開催された16回全てに出席し、監査等委員会には開催された15回全てに出席しております。 公認会計士としての専門的知識に加え、不動産業の会計に関する豊富な経験をもとに、開発・不動産事業に関して財務・会計の観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	久保俊裕	当事業年度の取締役会には就任後開催された11回全てに出席し、監査等委員会には就任後開催された10回全てに出席しております。 企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を基に適宜質問するとともに、経営全般はもとより、当社事業に関して幅広い経験に基づく多様な観点から有益な助言・提言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的な立場で指名・報酬の決定過程における監督機能を担っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

58百万円

2 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

61百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の過年度の監査計画と実績の状況及び過去の報酬等の推移を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行いました。その結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務等を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の規模、陣容及び職務の執行が適正に実施されることを確保するための体制等を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選任基準としております。この選任基準に照らし適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任について、株主総会に提出する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、その理由等を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	290,744
現金預金	53,726
受取手形・完成工事未収入金等	190,506
有価証券	1
販売用不動産	11,275
未成工事支出金	6,949
不動産事業等支出金	3,121
材料貯蔵品	662
立替金	12,411
その他	12,109
貸倒引当金	△20
固定資産	222,878
有形固定資産	163,369
建物・構築物	58,415
機械・運搬具及び工具器具備品	1,416
土地	100,727
リース資産	38
建設仮勘定	2,771
無形固定資産	6,461
投資その他の資産	53,048
投資有価証券	35,868
長期貸付金	998
退職給付に係る資産	2,572
繰延税金資産	7,437
その他	6,242
貸倒引当金	△70
資産合計	513,623

負債の部	
科目	金額
流動負債	247,670
支払手形・工事未払金等	73,826
短期借入金	59,239
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	28
未払法人税等	1,905
未成工事受入金	17,236
完成工事補償引当金	1,657
賞与引当金	2,827
役員賞与引当金	31
工事損失引当金	7,920
不動産事業等損失引当金	34
預り金	64,421
その他	3,542
固定負債	109,804
社債	91,000
長期借入金	3,157
リース債務	986
繰延税金負債	305
役員株式給付引当金	106
退職給付に係る負債	6,740
資産除去債務	757
その他	6,749
負債合計	357,475
純資産の部	
株主資本	144,294
資本金	23,513
資本剰余金	20,792
利益剰余金	157,326
自己株式	△57,338
その他の包括利益累計額	4,546
その他有価証券評価差額金	4,467
繰延ヘッジ損益	9
為替換算調整勘定	1,636
退職給付に係る調整累計額	△1,566
非支配株主持分	7,306
純資産合計	156,148
負債純資産合計	513,623

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	304,392	
不動産事業等売上高	35,365	339,757
売上原価		
完成工事原価	284,120	
不動産事業等売上原価	21,916	306,037
売上総利益		
完成工事総利益	20,271	
不動産事業等総利益	13,448	33,719
販売費及び一般管理費		21,104
営業利益		12,615
営業外収益		
受取利息	85	
受取配当金	567	
為替差益	194	
貸倒引当金戻入額	5	
匿名組合投資利益	155	
その他	480	1,489
営業外費用		
支払利息	707	
資金調達費用	109	
その他	112	928
経常利益		13,176
特別利益		
固定資産売却益	237	
投資有価証券売却益	707	
その他	0	945
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	23	
投資有価証券評価損	310	
ゴルフ会員権評価損	74	
和解金	82	
その他	25	525
税金等調整前当期純利益		13,595
法人税、住民税及び事業税	4,185	
法人税等調整額	△343	3,841
当期純利益		9,754
非支配株主に帰属する当期純利益		105
親会社株主に帰属する当期純利益		9,648

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	270,971
現金預金	38,290
受取手形	7,038
完成工事未収入金	181,619
有価証券	1
販売用不動産	11,292
未成工事支出金	6,045
不動産事業等支出金	3,121
材料貯蔵品	606
短期貸付金	325
立替金	12,436
その他	10,212
貸倒引当金	△20
固定資産	219,966
有形固定資産	141,331
建物・構築物	55,185
機械・運搬具	830
工具器具・備品	494
土地	83,657
リース資産	38
建設仮勘定	1,126
無形固定資産	6,190
投資その他の資産	72,443
投資有価証券	33,804
関係会社株式	16,013
関係会社出資金	4,660
長期貸付金	1,682
長期前払費用	41
前払年金費用	4,374
繰延税金資産	6,655
その他	5,281
貸倒引当金	△70
資産合計	490,938

負債の部	
科目	金額
流動負債	242,488
支払手形	1,922
電子記録債務	22,027
工事未払金	46,320
短期借入金	59,239
1年内償還予定の社債	15,000
リース債務	21
未払法人税等	1,784
未成工事受入金	16,636
預り金	64,365
完成工事補償引当金	1,657
賞与引当金	2,740
役員賞与引当金	31
工事損失引当金	7,920
不動産事業等損失引当金	34
その他	2,788
固定負債	103,380
社債	91,000
リース債務	21
退職給付引当金	6,065
役員株式給付引当金	106
資産除去債務	728
その他	5,458
負債合計	345,869
純資産の部	
株主資本	140,602
資本金	23,513
資本剰余金	20,780
資本準備金	20,780
その他資本剰余金	0
利益剰余金	153,646
利益準備金	5,878
その他利益剰余金	
買換資産圧縮積立金	858
別途積立金	131,475
繰越利益剰余金	15,434
自己株式	△57,338
評価・換算差額等	4,467
その他有価証券評価差額金	4,467
純資産合計	145,069
負債純資産合計	490,938

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	295,642	
不動産事業等売上高	32,743	328,385
売上原価		
完成工事原価	276,107	
不動産事業等売上原価	20,380	296,488
売上総利益		
完成工事総利益	19,534	
不動産事業等総利益	12,362	31,897
販売費及び一般管理費		19,832
営業利益		12,065
営業外収益		
受取利息及び配当金	651	
貸倒引当金戻入額	5	
匿名組合投資利益	155	
為替差益	185	
その他	441	1,438
営業外費用		
支払利息	247	
社債利息	403	
資金調達費用	109	
その他	101	862
経常利益		12,641
特別利益		
固定資産売却益	237	
投資有価証券売却益	707	
その他	0	945
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	23	
投資有価証券評価損	310	
ゴルフ会員権評価損	74	
和解金	82	
その他	25	525
税引前当期純利益		13,061
法人税、住民税及び事業税	4,077	
法人税等調整額	△410	3,667
当期純利益		9,393

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

西松建設株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西松建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西松建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

西松建設株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 川 隆 之
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西松建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社、支店及び主要な作業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を確認しました。
- ② 会計監査人より事前に監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

西松建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 矢口 弘 ㊞

監査等委員 池田 純 ㊞

監査等委員 鈴木 乃里子 ㊞

監査等委員 久保 俊裕 ㊞

(注) 監査等委員 池田純、鈴木乃里子及び久保俊裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

主な完成工事



1 沙流川総合開発事業の内平取ダム堤体建設工事(北海道)発注者:北海道開発局室蘭開発建設部 / 2 (仮称)高輪一丁目共同建替計画マンション建替工事(東京都)発注者:高輪一丁目共同建替計画マンション建替組合 / 3 宿毛市庁舎新築工事(高知県)発注者:宿毛市



4 (仮称)株式会社ヨシザワ新社屋・工場建設工事(三重県)発注者:株式会社ヨシザワ / 5 酒田駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物等新築工事(山形県)発注者:光の湊株式会社 / 6 株式会社タクマ 播磨工場建替工事(兵庫県)発注者:株式会社タクマ / 7 (仮称)奄美サンプラザ新築工事(鹿児島県)発注者:竹山産業開発株式会社

TOPICS — トピックス —

人的資本経営への取り組み

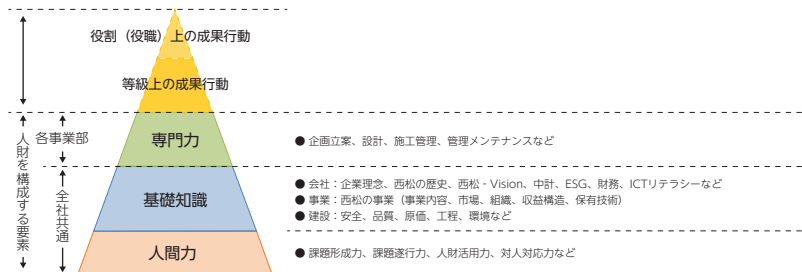
当社は、企業理念、ビジョンを実現するため、「会社と人材はお互いを高め合うパートナー」と位置づけ、「事業戦略上必要な人材の質と量の確保」、「個々の能力に合わせた人材の最適配置」、「有機的連携実現のための意識と仕組みづくり」、「社員エンゲージメントの向上」、「ダイバーシティ&インクルージョン・挑戦する風土の醸成」を人材戦略の柱として、各種施策の立案、実行に取り組んできました。今後は、「西松-Vision 2030」、「中期経営計画2025」における変革プログラムに基づき、人材の価値を高めるための具体的な取り組みを進めていきます。

人財育成

西松社会人大学の整備

当社は、高い技術力に加え、広い視野を持って社会の変化に的確に対応できる人材を育成することを目指しております。2019年度から開校している西松社会人大学では、社員が自律的に学び、「人間力・基礎知識・専門力」(※西松社員能力)を体系的に身に付ける機会を提供しています。

※西松社員能力



西松社会人大学 体系

等級	人間力	基礎知識	専門力				リススキル	経営 (サクセッション プラン)
	教養学部	教養学部	土木学部	建築学部	国際学部	他 5学部	社会変化に応じた課題に関する事項	将来の経営に必要なリテラシー、リーダーシップ、教養など
	ビジネススキル(課題形成力、課題遂行能力等)	企業理念、ビジョン、中計など	CIM、技術士対策、研究など	BIM、建築士対策、研究など	海外土木、建築、研究など			
役員			企業価値をさらに向上するための各分野における研究の深耕及び新たな領域の探索				SDGs	次世代経営層育成計画
1~4級	4等級昇格者研修	基礎教養研修						
5級	5等級昇格者研修		中堅以上の社員向けの専門力研修(エキスパートコース)				コンプライアンス	
6級	6等級昇格者研修							
7級	7等級昇格者研修							
8級	8等級昇格者研修		若年層の社員向けの専門力研修(スタンダードコース)				ICTリテラシー等に関する研修	
9級								
10級	新人710研修		海外現場研修会					
	新人研修							

2022年度の主な取り組み

海外現場研修の再開

国際学部では、グローバル人材を育成する一環として、海外現場研修を実施しています。2022年度はコロナ禍を経て3年ぶりの開催となりました。短期研修（約1週間）では8名、長期研修（約1年間）では3名の若手社員がそれぞれ、海外土木工事の統括拠点であるシンガポールと海外建築工事の統括拠点であるタイに滞在し、日本とは異なる文化・風習の中で現地スタッフとともに業務に従事する体験をしました。



海外現場研修
（シンガポール 大深度下水幹線トンネル
T10工区工事）



海外現場研修
（シンガポール 地下鉄サークルラインケッ
ペル駅及びトンネル工事）

経営層向け研修の実施

次期経営層向けにはサクセッションプラン（次世代経営層育成計画）を策定し、必要なスキルや能力を身に付けるための研修を行いました。一方で現経営層向けには著名な講師による研修を開催するなど、最新の情報を得られる場を提供しました。



伊藤邦雄
一橋大学CFO教育研究
センター長による講義

今後の取り組み

2023年度はDX学部を開設するほか、中堅以上の社員に対して専門力研修（エキスパートコース）を順次整備する予定です。また、社会・事業環境の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、多様な知識の習得、自律的なリスキリングの一助となるよう、単位制の導入について検討しています。

TOPICS — トピックス —

多様性促進

当社では、西松-Vision 2030で掲げる価値共創活動のためには、様々なバックグラウンドを持つ人材が集い、多様な視点で物事を考え、それぞれの能力を最大限に発揮できる職場づくりが必要であると考えております。そのため、多様な人材が能力を最大限発揮できる文化や風土などの環境づくりを積極的に行っています。

女性活躍推進

2020年度より、各年度の総合職採用に占める女性割合を20%とすることを目標としています。女性管理職はまだ少ない状況ですが、役付者は年々増加しています。組織の女性リーダーをさらに増やしていくため、リーダー育成に注力するとともに、フレックスタイム制や時間単位の年次有給休暇など、柔軟な働き方を可能とする制度の拡充と利用促進を図っていきます。

男性育休取得促進

当社は、仕事と子育ての両立支援策の一つである男性の育児休暇取得について、法改正に合わせて、2022年10月、産後パパ育休期間中に取得できる「産後パパ休暇」（最大20日取得可能）（有給）を創設しました。本制度の導入により男性の育休取得率は2022年度に55.6%となりました。

育休体験談（当社職員）

2022年11月の第四子誕生に際し、産後パパ休暇と年次有給休暇を合わせて2カ月間の休暇を取得しました。第三子の時にも育休を取得しましたが、今回は育休のうち、最大20日間の有給休暇（産後パパ休暇）が社内で制度化されており、収入面の心配が減った点は非常に助かりました。育休取得に先立ち、数カ月前から自身の担当する業務を部内で共有し、業務が属人化しないよう心がけました。育休中は、家事を一手に引受け奔走する毎日でしたが、かけがえのない時間を家族と一緒に過ごせたことは、何物にも代えがたく、休日だけでは気づけない子供の変化や成長を見守ることができました。

今回、育休を経験したことで、以前よりも「自分一人ではなくチームで仕事をしている」という実感が強まりました。またこれまでの家庭での過ごし方を反省するとともに、休日など家族とともに過ごせる時間を一層、大切に思うようになりました。



上司コメント

今回、育休を取得した職員には、タレントマネジメントシステム構築の重要な役割であるプロジェクトリーダーを担ってもらっており、2カ月間の不在は正直不安がありました。育休取得の希望を受けた直後から、この2カ月間をどう乗り切るか、チームで計画を立てるうちに協力関係が構築できました。その要因の一つには、彼の日頃からのコミュニケーション能力の高さと人柄の良さがあったと思います。

彼が不在の間には、今まで彼の後ろであまり目立たなかった女性職員がリーダーの役割を自ら自然と担うようになり、新たな能力の発見がありました。チームの団結力も強まり、彼の復帰後のチーム力が格段に向上したことは言うまでもありません。

今回の育休取得は、当初は不安を感じたものの、人材の新たな能力の発揮や、チーム力の向上などの効果を実感し、ともに働く仲間にとっても貴重な経験となりました。

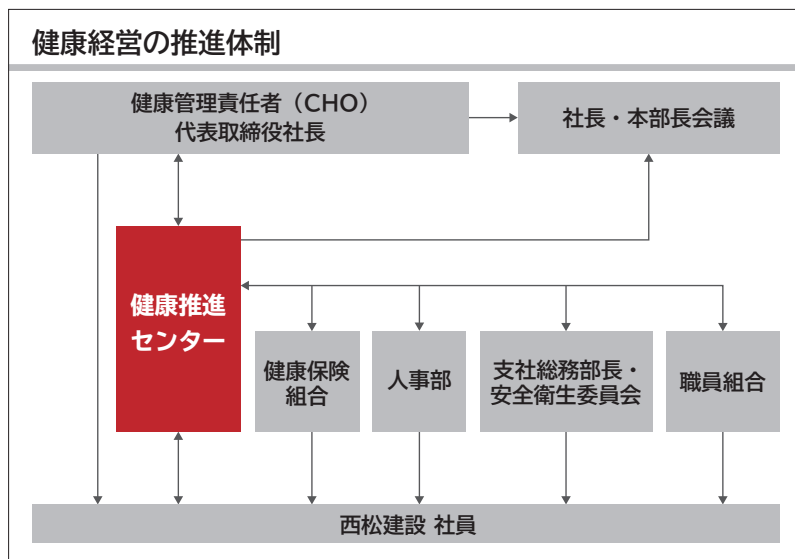
健康経営の取り組み

「健康経営優良法人2023（ホワイト500）」に6年連続認定

当社では、持続的な企業成長に向けて社員の幸せが企業活力の源泉であり、その幸せの基本は健康にあると考えています。そのため、疾病による労働力の損失を未然に防ぐことで生産性の向上に繋げることが重要な経営課題と認識しております。そこで当社は、フィジカル・メンタル・ヘルスリテラシー・長時間労働の4つの視点から、社員の健康意識向上を目的とした施策や、医療職が直接社員に関する施策を組み合わせながら健康経営を推進しております。

具体的な施策として、「人間ドック（オプション検査含む）に対する費用補助（被扶養配偶者にも同様の補助有り）」「定期健診後の精密検査受診助奨」「女性がん検診費用補助」「医療職によるフィジカル・メンタル相談」「卒煙プログラムの無償提供」「長時間労働見える化システムの導入」等を講じており、これらをより効果的な施策にすべく継続的に改善を図っていることが評価され、ホワイト500に6年連続認定されました。

今後も社員の健康を会社が責任を持って支えるという考えのもと、産業保健体制を強化し、個々の社員と向きあうことで、社員の自覚を促す施策を併せて講じるにより、健康経営をさらに推進してまいります。



TOPICS — トピックス —

環境への取り組み

CO₂削減に資する新たな燃料の実証

当社は、脱炭素目標『ZERO30ロードマップ2023※』を掲げ、CO₂削減活動を推進しています。この度、その一環として、建設機械の燃料使用時におけるCO₂排出量削減に寄与する、軽油代替燃料3種類（HiBD・RD・GTL）について、施工現場での実証実験を行いました。

当社の施工活動によるCO₂排出の起源は、電力使用と燃料使用に大別されます。電力については順次再エネ電力の導入を進めCO₂排出量を削減しております。一方、燃料についてはCO₂排出がゼロカウントとなるバイオディーゼル燃料（BDF）の使用を進めておりますが、建設機械の故障等のリスクがあることから限定的な導入に留まっております。また、軽油使用量の抑制効果のある軽油燃焼促進剤の導入を積極的に展開しておりますが、CO₂排出量の十分な削減がされているとはいえない状況です。

こうした中、次の一手としてCO₂排出量削減が可能な環境燃料の3種類について、施工現場における実証実験を行い、最新の建設機械への燃料適合性を確認しました。

※ZERO30ロードマップ2023:2030年を年限としたCO₂削減計画。スコープ1、2については、最大限の省エネや再エネ電力等の導入を図り、スコープ3においても実質的な国際基準であるSBT1.5℃認定を視野に入れたもの。更に脱炭素社会形成に貢献すべく再エネ発電事業（創エネ）を順次行い、スコープ1+2の残余排出量を上回るグリーンエネルギーを創出し、2030年までの早い時期に『残余排出量－創エネによる削減効果』が「ゼロ(0)」となる状態を目指すもの。

■ HiBD (High quality-Bio Diesel)

HiBD※は、CO₂排出がゼロカウントとなる次世代BDFで、佐賀市と当社技術研究所が共同で実用化研究を進めています。分子構造が軽油と同じ炭化水素となっており、これまで懸念されてきた車両、建設機械への導入におけるエンジン等の故障リスクの低減が期待できます。

九州のトンネル工事現場で、掘削ずりのかきあげ作業を行う最新型油圧ショベルにて、エンジン及び排出ガス後処理装置にトラブルなく使用できることを実証しました。また、燃料消費量は軽油使用時と同等であることも確認しました。今後は、原料となる廃食用油等の種類や品質の自主基準を定めるなど、実用化研究をさらに進めてまいります。

※ HiBD：高品質BDF。廃食用油等の油脂に対して、触媒を用いた脱酸素反応（HiBDプロセス）を行うことにより得られる炭化水素油の燃料。



■ RD (Renewable Diesel) NESTE社製

RDは、廃食油等を原料として製造される次世代BDFで、CO₂排出はゼロカウントとなります。既に欧米を中心に広く流通実績があり、主に輸送用トラック・バス等で使用されています。

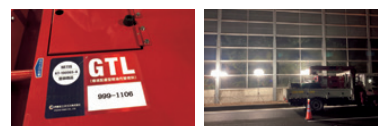
関東の建築現場にて、外構作業を行う油圧ショベルに使用し、エンジンの始動性や運転の安定性などを実証しました。燃料消費量に関しては、油圧ショベルのメーカーカタログ値と同等であることを確認しました。また、RDの品質がJIS規格等に適合していることを確認しました。今後も施工現場の建設機械への導入を視野に、実証を重ねていきます。



■ GTL (Gas to Liquids) Shell MDS社製

GTLは、天然ガス由来の燃料であり、硫黄や金属、芳香族の成分を含まないパラフィン系炭化水素で、「煤が出ない」「長期貯蔵安定性」「優れた低温性能」などの特徴を有します。公道を走行しない建設機械や構内車両に使用でき、軽油と比較してCO₂排出量を8.5%削減することができます。

西日本の高架橋他耐震補強工事にて、夜間工事照明の電源用発電機に使用し、エンジンの始動性や運転の安定性などを実証しました。エンジンオイルの劣化影響と燃料消費量に関しては、軽油使用時と比較検討するなど、現場実証を継続しております。今後も実証を重ね、段階的に施工現場への導入を検討してまいります。



今回実証したCO₂排出削減効果の高い燃料を、建設機械に本格導入できた場合、『ZERO30』の達成に向けて大きく前進することになります。当社は、こうした新たな燃料の導入を積極的に検討し、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、企業価値向上に努め、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

リデュース・リユース・リサイクル (3R) 推進功労者等表彰「国土交通大臣賞」他受賞

当社は、環境方針の一つとして、「循環型社会構築のために、建設廃棄物のゼロエミッションを推進します」という方針を掲げ、全ての現場で3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動を展開しております。これらの活動により、2022年度の3R推進功労者等表彰において、下記の現場が「国土交通大臣賞」、「会長賞」を受賞しました。

3R推進功労者等表彰は、3R推進協議会が、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の取り組みに顕著な実績を挙げている個人・グループ・学校・事業所・地方公共団体等を表彰する制度であり、今回で31回目を迎えます。

当社は引き続き全社をあげて3R活動を推進し、廃棄物ゼロエミッションを目指してまいります。

国土交通大臣賞

北日本支社 石狩新港西出張所
『様々な制約を受ける大規模工業団地内の建設工事における積極的3R活動』

会長賞

西日本支社 播磨建築出張所
『地域に密着した3R活動(SDGs達成に向けた取り組み)』



TOPICS — トピックス —

「西松建設」 35年ぶりの企業CM

細田佳央太さん出演「西松くん登場」「西松くんと土木先輩」 篇

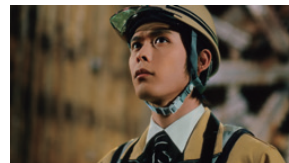
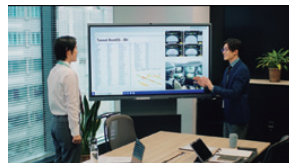
全国（一部地域除く）で放映中

～細田佳央太さんが演じる若手社員「西松くん」の成長を追うCM～



2024年で創業150周年を迎える当社では、俳優の細田佳央太さんを起用した企業CMを制作し、2023年4月1日より全国（一部地域除く）で放映を開始しました。当社としては35年ぶりの企業CMとなります。

新CMでは、当社の150周年タグラインである「まかせられる人が、いる」に合わせて、細田佳央太さん演じる若手社員の西松くんが「まかせられる人」に成長していく様子を表現しており、150年間変わることのない当社で働く「人」の魅力や家族のような温かさを大切にしました内容となっています。



詳しくはCM特設ページをご覧ください。

<https://www.nishimatsu.co.jp/cm/>



株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日
- 剰余金の配当基準日 3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
- 定時株主総会 毎年6月下旬
- 単元株式数 100株
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
- 公告方法 電子公告 (<https://www.nishimatsu.co.jp/>)
ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
- 株式のお取扱窓口 お取引の証券会社等（特別口座管理の場合は、みずほ信託銀行^(※)にお問い合わせください。）
- お問い合わせ先 ☎ 0120-288-324（土・日・祝日を除く 9:00～17:00）
- 未払配当金のお支払 みずほ信託銀行^(※) 及びみずほ銀行
(※)トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。

株式のお手続きに関するお知らせ

Q ▶ 単元未満株式の買取・買増制度とは何ですか？

A 当社の単元株式数（売買単位）は100株となっているため、100株に満たない株式（単元未満株式）は株式市場で売買できません。そのため、当社では、株主様ご所有の単元未満株式を当社に買取よう請求できる制度（買取制度）及び株主様ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度（買増制度）を実施しております。

詳細につきましては、証券会社等に口座を開設されている株主様はお取引の証券会社等に、それ以外の株主様はみずほ信託銀行にそれぞれお問い合わせください。

Q ▶ 特別口座から証券会社等の口座への振替について教えてください。

A 特別口座では、単元未満株式の買取・買増制度による場合を除き、株式の売買することはできません。特別口座に記録された株式を売却するためには、予め証券会社等に口座を開設し、特別口座から証券会社等の口座へ株式を振替えていただく必要があります。

詳細につきましては、当社特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 TEL(03)3502-0232

虎ノ門ヒルズビジネスタワー7階



会場
虎ノ門ヒルズ
ビジネスタワー
7階

※入館受付場所は1階オフィスロビーの**入場ゲート前**でございます。



最寄り駅のご案内

東京 メトロ	■ 日比谷線	虎ノ門ヒルズ駅	B3出口直結 (北千住方面からお越しの方) A2出口 徒歩約5分 (中目黒方面からお越しの方)
	■ 銀座線	虎ノ門駅	B4出口直結

その他ご来場いただける駅

東京メトロ	■ 千代田線	霞ヶ関駅	C2出口	徒歩約6分
都営地下鉄	■ 三田線	内幸町駅	A3出口	徒歩約7分

◆ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

